PwCベトナムニュースブリーフ

税務行政に関する新通達

2026年8月



ご一読ください

財政省は2026年6月30日付の通達89/2026/TT-BTCを発行し、税務管理法2025およびその法令252の実施に関する指針を提供しています。通達89は2026年7月1日から施行されます。

通達89は、税務管理法2025年および法令252号の実施に関する指針を提供するとともに、税務コンプライアンス管理、税還付、税務条約救済、税負担の割り当て、税務監査手続きに関する重要な事項につき更新しています。また、本通達は以前の税務管理規則の下で適用中の特定の指針を明確にし、置き換わるものとなります。

主な変更点

01 納税者分類フレームワーク

通達は、税務コンプライアンスの遵守レベルやリスク評価に基づく納税者の分類に関するより詳細な指針と、各カテゴリーに適用される管理措置を提供しています。

	リスク評価レベル		
コンプライアンス遵守のレベル	**低リスク**	**中リスク**	**高リスク**
良い	優遇措置が適用	具体的な規定なし	• 警告、監視およびトラッキング • 監査、監督、執行を含む強化された管理
平均	• コンプライアンス支援、 • コミュニケーション、指導とトレーニング	• コンプライアンス支援、 • コミュニケーション、指導ととトレーニング	• 警告、監視およびトラッキング • 監査、監督、執行を含む強化された管理
悪い	• 警告、監視および追跡 • 監査、監督、執行を含む強化された管理	• 警告、監視および追跡 • 監査、監督、執行を含む強化された管理	• 警告、監視および追跡 • 監査、監督、執行を含む強化された管理
準拠していない	集中的な監視	集中的な監視	集中的な監視



主な変更点

02 納税者有利となる変更点

- 本通達では、納税者が法定期限までに正しい税額を全額納付していたものの、誤った地域に納税していた場合、本来税収を受け取るべき地域における未納税額について延滞利息は課されないことが明確化されました。税務当局は、税収を正しい地域へ再配分するための照合手続きや還付・相殺手続きについて納税者に案内します。

- 納税者のシステムで技術的なインフラ障害が発生した場合の手続きが柔軟化されました。このような場合、納税者はワンストップサービス窓口への直接提出、または郵送により紙の申告書類を提出することができます。

- 2025年税務管理法では、自動税額還付制度が導入されました。この制度の下では、還付要件を満たす申請について、利用可能なデータおよびリスク管理基準に基づき、税務管理情報システムを通じて処理される場合があります。本通達では、「先に還付し後で調査する（refund first, audit later）」案件における制度運用方法として、データの確認・照合手続きや、要件を満たす案件に対する還付決定の自動発行についてガイダンスを示しています。この新制度により、還付手続きの簡素化、処理期間の短縮、および税務行政の効率化が期待されています。

- VAT還付申請書類については、仕入VATインボイスの詳細明細表および通関手続きが完了した税関申告書一覧の提出が不要となり、簡素化されました。

- VAT税率5%が適用される商品・サービスに関するVAT還付請求についてのガイダンスも新たに示されています。

- 租税条約に基づく免税・軽減申請を、関連する税務申告期限の15日前までに提出しなければならないという要件が撤廃されました。

- ベトナムから所得を得る外国サプライヤー（主として電子商取引事業を行う外国サプライヤーを想定）による租税条約適用申請については、サービス提供者の情報、提供期間および方法、契約金額、支払方法、当事者の権利義務、およびサービス利用者一覧などの十分な情報が含まれている場合、ベトナム顧客との標準契約書を税務当局が受理できることが明確化されました。

- 資本譲渡税申告書（様式05/TNDN）は、売上高に一定割合を乗じて税額を算定する新しい計算方法に合わせて改訂されました。さらに、組織再編後も最終親会社に変更がなく、かつ譲渡益が発生しないグループ内再編取引については、「譲渡益なし（No gain generated）」のチェックボックスにチェックを付けることができます。

主な変更点

02 納税者有利となる変更点（続）

- 以下のVAT調整について、誤りが発生した期間の修正申告書を提出するのではなく、当期のVAT申告書に直接反映できることが明確化されました。
    - 支払期限時点では非現金決済証憑が入手できなかったものの、その後、有効な非現金決済証憑を取得した、5百万VND以上の掛取引による商品・サービス購入。
    - 既に申告済みの仕入VATに誤りがあり、その修正がVAT納付額を減少させる場合、または繰越控除対象となる超過仕入VAT額のみを増減させる場合。
    - 実際の精算金額の変更、商業割引、または商品・サービスの返品により、購入者が調整インボイスまたは差替インボイスを受領した場合。
- 契約完了時の外国請負業者税の最終申告は、以前に申告および支払った税額に変更がある場合にのみ必要です。

03 税務コンプライアンス手続きの厳格化

- 租税条約の適用申請について、税務管理情報システムが当該申請を高リスク案件と判定した場合、税務当局は申請受領日から10日以内に当該案件を税務調査プロセスへ移管することができます。

04 その他の変更点・より詳細なガイダンス

- 企業が他省に製造拠点として機能する従属事業所または事業拠点を有し、かつ、その拠点で他の事業活動も行っているため費用を個別に区分できない場合の、法人所得税（CIT）納付額配分比率の計算方法が明確化されました。この場合、配分比率の計算に使用する費用は、対象税期間中に当該従属事業所または事業拠点で実際に発生した総費用となります。
- 他省に所在する製造施設がまだ投資段階にあり、生産を開始していない場合には、納税者は当該施設に対して税額配分を行う必要がないことが明確に示されています。
- 租税条約適用申請については、税務当局は申請を却下する場合にのみ書面による通知を発行することとされています。

主な変更点

05 税務調査の変更点

- 従来の納税者所在地で実施される税務調査に加えて、本通達では税務当局の事務所で実施される税務調査手続きが規定されました。
- 税務当局で実施される税務調査は、税務当局が保有するデータベースと納税申告書の内容を照合・比較・分析することにより実施されます。その過程で、税務当局は納税者に対し、説明や追加資料の提出を最大2回まで求めることができます。
- 2回目の要請後においても、納税者が説明を行わない、または申告された税額の正確性を立証できない場合、税務当局は、税務当局の事務所における税務調査を実施する決定を発行することにより、税務調査手続きに基づく税額認定または税徴収を進めることができます（税額認定または違反認定のための十分な根拠がある場合）。または、納税者の事業所において税務調査を実施することができます（さらなる確認が必要な場合）。
- 特に注目すべき変更は、税務当局事務所で行われる調査と納税者所在地で行われる調査のいずれについても、電子通信ポータルを通じた電子データに基づき、オンラインかつリモートで実施できることが明確化された点です。

06 発効日

- 本通達は2026年7月1日から発効します。2026年7月1日より前の課税期間に関する税務申告については、本通達の発効日以前に適用されていた様式を引き続き使用できます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.